

重要事項説明書（居宅介護、重度訪問介護）

福祉サービスリズム

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 福祉サービスリズムの概要

（１）事業者の指定番号およびサービス提供地域

名称	福祉サービスリズム
所在地	山口県山口市吉田２４７７番地１８
電話番号	０８３－９８１－４６８３
FAX番号	０８３－９９６－４５３９
法人の種別及び名称	合同会社福祉サービスリズム
代表者職	代表社員
代表者指名	菅原浩巳
管理者指名	菅原浩巳
山口県指定事業所番号	3510101581
指定年月日	令和３年８月１日
通常の事業の実施地域	山口市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

（２）事業の目的及び運営方針

事業の目的	障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。
事業の運営方針	1 指定居宅介護にあつては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。 2 前項の規定は、指定重度訪問介護にあつては、「家事」の後ろに、「外出時における移動中の介護」を加えてこれを適用する。 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始（12月30日から1月3日）は休み。（サービス提供日も原則同じ）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 サービス提供時間は午前7時から午後8時まで。それ以外の時間は応相談。（電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする）

(4) 職員体制

職種	資格	勤務の体制
管理者（兼務）	介護職員初任者研修	常勤 1人
サービス提供責任者（兼務）	介護福祉士	常勤 1人
サービス提供責任者（兼務）	介護福祉士	非常勤 1人
従業者	介護福祉士	非常勤 4人
	介護職員初任者研修	非常勤 3人
	ヘルパー 2級	非常勤 2人

(5) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祝日	×	×	×	×	
休業日	土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休み				

※ 時間帯により料金が異なります。

2 サービス内容

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

※サービス計画書に記載されていないサービスの提供を行う事はできません。

3 従業員の禁止行為

従業者のサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 利用者の同居家族に対するサービス
(利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈、植物の水やり等)
- (5) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- (6) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (7) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (8) 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

4 利用料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身体介護	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,020円	402円
	1時間以上1時間30分未満	5,840円	584円
	1時間30分以上2時間未満	6,660円	666円
	2時間以上2時間30分未満	7,500円	750円
	2時間30分以上3時間未満	8,330円	833円
	3時間以上	9,160円	916円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,020円	402円
	1時間以上1時間30分未満	5,840円	584円
	1時間30分以上2時間未満	6,660円	666円
	2時間以上2時間30分未満	7,500円	750円
	2時間30分以上3時間未満	8,330円	833円
	3時間以上	9,160円	916円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
家事援助	30分未満	1,050円	105円
	30分以上45分未満	1,520円	152円
	45分以上1時間未満	1,960円	196円
	1時間以上1時間15分未満	2,380円	238円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,740円	274円
	1時間30分以上	3,090円	309円
	1時間30分以上15分増すごとに加算	350円	35円
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,050円	105円
	30分以上1時間未満	1,960円	1969円
	1時間以上1時間30分未満	2,740円	274円
	1時間30分以上	3,430円	343円
	1時間30分以上30分増すごとに加算	690円	69円

重 度 訪 問 介 護	1 時間未満	1, 850 円	185 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2, 750 円	275 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3, 670 円	367 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4, 580 円	458 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5, 500 円	550 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6, 400 円	640 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7, 3210 円	732 円
	4 時間以上 8 時間未満	8, 170 円に 30 分増すごとに 850 円加算	817 円に 30 分増すごとに 85 円加算
	8 時間以上 12 時間未満	14, 970 円に 30 分増すごとに 850 円加算	1, 497 円に 30 分増すごとに 85 円加算
	12 時間以上 16 時間未満	21, 720 円に 30 分増すごとに 800 円加算	2, 172 円に 30 分増すごとに 80 円加算
	16 時間以上 20 時間未満	28, 180 円に 30 分増すごとに 860 円加算	2, 818 円に 30 分増すごとに 86 円加算
	20 時間以上 24 時間未満	35, 000 円に 30 分増すごとに 800 円加算	3, 500 円に 30 分増すごとに 80 円加算

(2) 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1 月につき)	200 円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1 回につき)	100 円／1 回
夜間・早朝加算	夜間(1 8 時～2 2 時)又は早朝(6 時～8 時)にサービス提供する場合	上記基本部分の 2 5 %
深夜加算	午後 1 0 時～午前 6 時にサービス提供する場合	上記基本部分の 5 0 %
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の 1 3 . 7 %
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の 4 . 2 %

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロ未満は無料
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロ以上は500円

(4) その他

- ① 利用者の住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者負担になります。
- ② 料金のお支払い方法 原則的に、1ヵ月分のご利用料金を一括して請求する月精算で、請求書は翌月15日までに郵送させていただきます。お支払いは、口座振替または指定口座へのお振込みでお願いします。

5 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成等

サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護支援計画を作成して、サービスの提供を行います。

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

やむを得ない理由がある場合を除き、サービス実施日の前日17:30までに申し出なく、サービスの利用を中止又は変更した場合は、取消し料をご負担いただく場合があります。取消し料は介護支援給付金の10%(利用前日の17:30までの取り消しは無料)となります。

(3) その他

- ・万が一、感染症、身体状況等によっては、ご利用をお断りする場合があります。
- ・お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ・訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ・見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- ・ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場

- 合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- ・訪問中の喫煙はご遠慮ください。
 - ・適切なサービスを提供するために、同意を頂いた上で、ご利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用情報を活用させていただくことがあります。
 - ・外出時の万が一の事故に備えて、第三者損害賠償保険にご加入ください。

6 サービス利用にあたっての禁止事項について

- ・事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 菅原 浩巳
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。

8 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を契約書別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく、第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については法令上、介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

9 サービス提供の記録等

事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等を記載して前項の「サービス提供記録書」等の記録を作成した後2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

10 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。当事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、当該家族に速やかに連絡し主治医に連絡する等必要な対応を行います。

連絡先①	氏名	続柄
	連絡先	電話 ()
連絡先②	氏名	続柄
	連絡先	電話 ()
主治医	病院名 医師名	
	連絡先	電話 ()

12 サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当
福祉サービスリズム

担当 管理者 菅原浩巳、サービス提供責任者 上野由華 電話 083-981-4683

②その他当事業所以外に、県や市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

山口市障がい福祉課 083-934-2794

山口県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会 083-924-2837

令和 年 月 日

指定居宅介護サービス等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
いて重要な事項を説明しました。

事業者名 合同会社福祉サービスリズム
住所 山口県山口市吉田2477番地18
代表者 代表社員 菅原浩巳

説明者 福祉サービスリズム

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護サービス等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 山口県山口市湯田温泉5丁目2-8
グリーンハイツ光201

氏名 _____ 印 _____

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(代理人) 住所

氏名 _____ 印 _____